



農業者年金に加入しませんか？

～しっかり積み立て、がっちりサポート 安心で豊かな老後を～

- ★ あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- ★ 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です！
- ★ 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です！

① 農業者年金は、農業者なら誰でも加入できます。

★国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方は誰でも加入できます。また、農地を持っていない農業者や配偶者・後継者などの家族従事者も加入できます。
★また、加入と脱退は自由ですが、脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、それまでに支払った保険料は将来、運用益とともに年金として受け取れます。

② 保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。

支払った保険料は、全額が税制上の「社会保険料控除」の対象となり、所得税や住民税の節税につながります。

サラリーマンは国民年金（基礎年金）の上乗せ年金として厚生年金や共済年金を受け取っています。

③ 保険料は、安全・確実に運用されています。

積み立てられた保険料は個人別に管理され、将来受給する年金原資として長期的に安定した運用が工夫されています。



④ 農業の担い手には、政策支援があります。

- ★ 認定農業者で青色申告者をしているなど、農業の担い手となる方には、国から月額最高1万円の保険料の助成があります。保険料の国庫助成は、次の3つの要件を満たす人が受けられます。
- 60歳までに保険料の納付期間が20年以上見込まれる方
 - 必要経費などを控除した後の農業所得が900万円以下である方
 - 右の区分1～5のいずれかに該当する方
- 最長20年間、保険料の国庫助成が受けられます。

区分	補助対象者	国庫助成額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (10,000円)	14,000円 (6,000円)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (10,000円)	14,000円 (6,000円)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (10,000円)	14,000円 (6,000円)
4	認定農業者又は青色申告者で3年以内に区分1になることを約束した者	14,000円 (6,000円)	16,000円 (4,000円)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	14,000円(6,000円)	

※ 農業者年金に関する年金等の請求・手続き、ご相談は、農業委員会または、JAにお問い合わせ下さい。

豊かな老後に備えて農業者年金に加入しましょう！